惊、明 43 万	山音				
			年	月 日	
(宛先) 秋田市長					
		テ 住所			
		111//1			
	氏名 電話				
		PEHL			
屋外広告物の滅失について(届出)					
このことについて、秋田市屋外広告物条例第17条第3項の規定により、次のとおり届け出します。					
1 広告物の種類	1 はり紙 2	2 はり札等 3	3 立看板等		
(該当するものに○を してください。)	4 幕・旗 5	5 アドバルーン (6 広告塔・広告板		
許 可 年 月 日 2	年	月 日 秋田	士比入初笠	号	
および番号	+	<i>Л</i>	川伯市部务	7	
3 表示(設置)の場所					
4 滅 失 年 月 日	年	月日			
5 滅 失 の 理 由					
6 その他参考事項					
ひしい心の分ず気					

- 注) 1 氏名は、法人の場合は法人の名称および代表者の氏名を記入してください。
 - 2 届出者が管理する者である場合は、その他参考事項欄にその旨を記入してください。
 - 3 許可書に記載された設置者(申請者)の住所・氏名または管理者の住所・氏名に変更がある場合は、 屋外広告物設置者(管理者)変更届出書(様式第22号)または屋外広告物設置者(管理者)氏名等変 更届出書(様式第24号)を別途提出してください。